

9 消費者の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
<b>(1) 消費者の安全意識の向上</b>				
<b>9-1-1 消費者への情報提供</b>				
1	県消費生活センターの展示機能の充実を図るとともに、広報誌の発行やホームページによる情報発信等を通じ、県民が合理的な消費行動を行うために必要な情報の提供を行います。	随時、県消費生活センター展示ホールに消費生活に関する展示を行うとともに、「ふくしまくらしの情報」を4回発行し、ホームページにも掲載する。	生活環境部	消費生活課
<b>9-1-2 世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施</b>				
2	消費者の情報収集能力には世代ごとに大きな差があり、また、必要となる情報も異なります。このため、出前講座の実施や各種資料を活用し、世代や生活環境等に応じたきめ細かい消費者教育及び啓発を行います。	①各種団体からの要請により講師を派遣し、消費生活に関する出前講座を実施する。 ②若年者の消費者被害防止のため、LINE（公式アカウント）により情報発信し、実際に起きている消費者トラブル等の有益な情報を月1回配信する。 ③持続可能な社会の形成に向けて、社会情勢の変化に対応した消費者問題や社会課題に係る事案について勉強会をオンライン併用で実施する。	生活環境部	消費生活課
<b>9-1-3 情報活用能力の向上</b>				
3	個人情報の漏えいや各種詐欺等、違法・有害情報の被害に遭わないよう、また、アプリを使用することによる事件・事故、モラル違反を避けるため、県、市町村、関係機関連携の下、県民を対象としたセミナーなどにおいて啓発活動や注意喚起を行うとともに、児童生徒や保護者、青少年に対しては、各種機会を捉えながら情報活用能力の向上のための指導及び啓発を行います。	ICTを活用した地域活性化の促進を図るため、市町村や会津大学、関係機関と協力して、高齢者を対象に、情報活用能力の習得・向上を目的とした情報リテラシー向上教室を行う。	企画調整部	デジタル変革課
		・家庭や学校で子ども（小中高校生）のインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握する支援システム「（仮）ふくしま情報モラル診断」を開発する。 ・「自撮り」被害防止及びフィルタリングの設定を呼びかけるための各種啓発活動を継続して実施していく。	子ども未来局	子ども・青少年政策課
		・子ども・青少年政策課を始めとした関係各課と連携し、「（仮称）ふくしま情報モラル診断」の開発・運用を通して、家庭や学校で児童生徒のインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を支援するなど、児童生徒の情報活用能力の向上を推進する取組を行う。	教育庁	義務教育課 高校教育課
<b>9-1-4 消費者団体の育成</b>				
4	消費者団体に対する情報提供や県消費生活センターにおける活動スペースの提供を行うなど、自主的な活動を支援します。	「ふくしまくらしの情報」を送付するなど情報提供を行うとともに、消費生活センターの研修室等について、消費者団体の活動の用に供するなど支援を行う。	生活環境部	消費生活課
<b>(2) 消費者のための安全対策の強化</b>				
<b>9-2-1 不当表示・取引に対する事業者への指導</b>				
5	関係機関との連携により商品・サービス等の適正な表示を確保します。 また、特定商取引法や消費生活条例の適切な執行や不当取引専門指導員の配置により不当な取引を防止します。	随時、基準や法律等に違反する事業者に関する情報収集や調査を行い、必要に応じて事業者に対し、是正に向けた指導や勧告、業務停止命令等の処分を迅速に行う。	生活環境部	消費生活課
<b>9-2-2 安全三法に基づく販売事業者への立入検査の実施</b>				
6	県及び市において、安全三法に基づき、計画的に販売事業者への立入検査、指導を実施します。	県及び市において計画を策定し、それに基づき販売事業者への立入検査、指導を実施する。	生活環境部	消費生活課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
9-2-3 消費者事故等に関する情報の周知				
7	消費者事故に関する情報を収集し、県のホームページで発信するほか、市町村へ情報提供し、消費者への注意喚起を行います。 また、県内で消費者事故が発生した場合は、消費者安全法に基づき、速やかに国へ通知し、被害の拡大防止に努めます。	随時、消費者事故に関する情報を周知し、消費者事故が発生した場合は、迅速に対応する。	生活環境部	消費生活課
9-2-4 福島県消費者安全確保地域協議会の開催及び情報共有				
8	定期的に協議会を開催し、構成員の間で、見守り等に必要な取組について協議します。また、見守り等に必要パンフレット等を作成・配布するほか、必要な情報を随時、関係機関・団体に提供します。	随時、構成員へ必要な情報を提供するとともに、定期的に協議会を開催し取組について協議する。	生活環境部	消費生活課
9-2-5 市町村における消費者安全確保地域協議会の設置や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた支援				
9	市町村に対し、消費者安全確保地域協議会設置や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた助言、支援を行います。また、協議会設置済み等の市町村に対しては、運営等に関する助言、支援を行います。	設置を検討している市町村へ訪問等を実施し、助言等必要な支援を行う。設置済み市町村については、協議会の開催状況を確認する。	生活環境部	消費生活課
(3) 消費者被害の防止と救済				
9-3-1 県消費生活センターの相談対応機能強化				
10	県消費生活センターの相談時間を拡大するとともに、第4日曜日に電話相談と無料法律相談を実施し、消費者トラブルを抱える県民の利便性向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談時間の拡大 相談受付時間を平日9:00～17:00から9:00～18:30に拡大する。</li> <li>・また、毎月第4日曜日の9:00～16:00に電話相談を実施する。</li> <li>・日曜無料法律相談の実施 毎月第4日曜日に司法書士による無料法律相談を実施する。</li> </ul>	生活環境部	消費生活課
9-3-2 市町村相談窓口の充実等の支援				
11	最も身近な行政機関である市町村において消費者トラブルに関する相談が適切に行われるよう、市町村の消費生活センターの設置や相談窓口の充実強化に向けた取組への支援を行います。 また、既に設置されている市町村の消費生活センターの間で被害情報の共有を行うなど、連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における消費生活相談員のレベルアップ支援 県消費生活センターの相談員による市町村への巡回訪問指導を5市2町38回実施する。</li> <li>・市町村における消費生活相談体制強化 消費生活相談体制強化のため、市町村訪問を行い相談窓口開設や相談員配置などの働きかけを行う。</li> <li>・財政支援を実施する。</li> </ul>	生活環境部	消費生活課
9-3-3 製品事故の原因調査				
12	消費者から寄せられた消費生活用製品の事故相談や情報に基づき、国民生活センター等と連携し事故の原因究明に努めます。	消費者からの依頼に従って、県消費生活センターより国民生活センターに商品テストを依頼し、原因究明に努める。	生活環境部	消費生活課